

介護初任者研修の運営体制と概要

2014年9月

介護初任者研修の開催にあたっては、在宅介護サービスセンターが主管する。受講生の募集から修了までを担当するが、事前に行うホームページへの掲載、広告物の作成については、内部規定に照らし確認のうえ行う。

研修実施の責任者などは以下の通りとする。

専務理事

統括・修了評価責任者

研修全体の統括を行う。修了評価委員会の責任者。

在宅介護サービスセンター長

事務処理・課程編成・苦情処理・収支処理責任者

研修開設にあたりカリキュラム・日程などの調整を事務局2名とともにを行い、開始後は、受講生・実習先などとの対応を事務局とともにを行う。

修了評価委員会

専務理事を責任者とし、講師の中から1名、当会の在宅介護サービスセンターの介護福祉士・居宅介護支援専門員の資格を有する者2名、事務局で委員会を作成し、受講生の研修時の受講状況と最後に行う修了試験の結果により、修了評価を行う。また、研修全体の評価も行い、次回研修への意見をまとめる。

委員会メンバー

- ・専務理事
- ・在宅介護サービスセンター長
- ・講師の中から1名
- ・在宅介護サービスセンターの介護福祉士・居宅介護支援専門員から1名
- ・事務局1名

以上

添付1号様式

研 修 の 概 要

項 目	内 容
1 申請者の名称	一般社団法人 北海道労働福祉共済会
2 申請者の主たる事務所の所在地	〒003-0803 札幌市白石区菊水3条4丁目1-3 TEL 011-821-6149
3 代表者の職・氏名	会長 三浦 正道
4 学校その他の施設の名称	
5 研修の名称	介護職員初任者研修
6 事業所の所在地	札幌市白石区菊水3条4丁目1-3
7 対象地域	

- 注1 「申請者の名称」は、法人以外の場合には「申請者の氏名」と書き替えること。
- 2 「申請者の主たる事務所の所在地」は、法人以外の場合には「申請者の住所」と書き替えること。郵便番号及び電話番号を必ず記載すること。
- 3 「学校その他の施設の名称」は、申請者の名称とは違う学校等の名称を使用している場合に記載すること。
- 4 「事業所の所在地」とは、研修を開催する市町村をいい、通信の場合には、主たる開催市町村（通常は、主たるスクーリング開催地）をいう。
- 5 「対象地域」は、通信の場合にのみ記載すること。